

大阪市告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
西横堀西岸線	西区南堀江1丁目16番の6地から 同区同 3番の2地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）